

日本平和学会『平和研究』投稿規程

- (1) 『平和研究』への論文投稿は、その著者が日本平和学会員であることを条件とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、非会員であっても、投稿申込の以前に入会申込書が学会事務局によって不備がないものとして受理されていれば、その投稿申込を認めることとする。その入会申込が理事会または総会で承認された後、会費納入が確認された上で、投稿論文を正式に受理することを原則とする。
- (3) 会員に広く執筆機会を提供するために、投稿を希望する号より前の3号に（投稿または依頼）論文が掲載されている会員については、投稿資格は認められない。ただし、書評や巻頭言はこの規定の適用範囲に含めない。

2014年11月8日総会承認